

○経済産業省告示第四号
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第二百二十二条)第十二条第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号に規定する主務大臣が定める量(平成八年厚生省・通商産業省告示第三号)の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

規則第四条第二号に規定する分 別基準適合物		特定分別基準適合物	業種		量 (千キログラム)
			改	正	
商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。)第四条第一号に規定する分別基準適合物		規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一九三、一一六		
規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種		規則別表第二の一の項の下欄の六〇、八五六			
規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種		規則別表第二の一の項の下欄の一三三、九九四			
規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種		規則別表第二の一の項の下欄の七、二一二			
規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種		規則別表第二の一の項の下欄の四、九五三			
規則別表第二の二の二の項の下欄のヘに掲げる業種		規則別表第二の二の二の項の下欄の一六九、六四五	八二四	一一、四三六	

規則第四条第二号に規定する分 別基準適合物		特定分別基準適合物	業種		量 (千キログラム)
			改	正	
規則別表第二の二の二の項の下欄のイに掲げる業種		規則別表第二の二の二の項の下欄の七、二九九	七七五	一二、二九九	一八五、六三四
規則別表第二の二の二の項の下欄のヘに掲げる業種		規則別表第二の二の二の項の下欄の五、四六五	六、九九四	一四三、八六四	一四三、八六四
規則別表第二の二の二の項の下欄のニに掲げる業種		規則別表第二の二の二の項の下欄の五、四六五	六、九九四	一四三、八六四	一四三、八六四
規則別表第二の二の二の項の下欄のホに掲げる業種		規則別表第二の二の二の項の下欄の四、九五三	七	八二四	一一、四三六
規則別表第二の二の二の項の下欄のヘに掲げる業種		規則別表第二の二の二の項の下欄の一六九、六四五	八二四	一一、四三六	一六九、六四五

経済産業大臣 梶山 弘志
環境大臣 小泉進次郎

